

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部  
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

**新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の  
人員基準等の臨時的な取扱いについて（その6）**

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに合わせて感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（その6）」を送付しますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。なお、これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

**1 介護予防通所リハビリテーションの日割りについて**

国の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問4に関し、介護予防通所リハビリテーションの利用を中止している利用者に対する日割りの取扱いは次のとおりです。

理 由	具 体 例	請 求 方 法
事業所都合	・事業所の休業 ・事業所の営業縮小による利用中断 ・事業所が利用の是非を利用者に確認した結果、利用中止した	日割りにより算定
利用者都合	・利用者自ら、利用を中止している	月額報酬により算定

**2 通所系サービスが行う代替サービス等における加算の算定について**

通所系サービスによる訪問サービスや電話による安否確認により報酬を算定する場合の加算・減算については、国の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」において、「居宅サービス計画に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。」とありますが、問合せの多い加算について次のとおりお示ししますので、御留意ください。

加 算・減 算	訪問サービスを提供	電話による安否確認
事業所が送迎を行わない場合の減算	減算して請求	減算して請求
入浴介助加算	利用者の居宅において入浴介助を行った場合は加算を算定	算定不可
サービス提供体制強化加算	算定可能	算定可能

### 3 予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費に係る加算について

国の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」問5について、主な加算の取扱いについては次のとおりです。

加算等	サービス利用がない月の算定の可否	備考
基本報酬	算定可能	予定されていたサービス利用がなくなった月も算定可能
特定事業所加算	算定不可	サービス利用がある月のみ算定可能
初回加算	算定不可	サービス利用を開始した月に算定 例) 5月に予定していたサービス提供がなくなり、6月からサービスを利用した。→6月に算定
退院・退所加算	算定不可	サービス利用がある月に算定 例) 5月に退院しサービス利用予定であったが、変更し、6月からサービスを利用した。→6月に算定

### 4 短期入所生活介護における長期利用者に対する減算について

新型コロナウイルス感染症に関わって、やむを得ず短期入所生活介護を長期間利用することとなった利用者は、国の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日発出）P5（7）にあるように、長期利用者に対する減算は適用しない取扱いが可能です。

なお、いわゆる「長期利用者の31日目の自費」の取扱いについては、これまで通り自費となります。

具 体 例	長期利用者に対する減算
コロナ前は2泊3日の帰宅を挟んで短期入所生活介護を長期利用していたが、コロナの感染予防（帰宅の自粛や家族が帰福できない場合等を含む）として帰宅せず、自費利用を挟み長期利用している。	2月17日以降で連続30日を超えた日は減算しない取扱いが可能
コロナ前から、自費利用を挟み長期利用している	通常どおり減算して請求

### 5 国・市からの通知について

「〇〇という話を聞いたのですが、本当ですか？」等、他の人から伝え聞いたことを基に曖昧な御質問をいただくことが増えています。現在、本市からの情報だけでも多岐にわたり、確認するにも大変な労力であると察しますが、御質問が曖昧な場合、こちらもその本旨を十分に把握できず、的確な回答ができない場合があります。

市介護保険課等へお問い合わせいただく際は、国や本市の発出した通知の内容を御確認の上、可能な限り、関係資料をお手元に御準備いただいた上で御連絡ください。通知は基本的に全てメールにて送付させていただいているほか、ホームページにも掲載しておりますので、過去のメールの検索が困難な場合等、必要に応じてホームページも御確認ください。

また、できるだけ速やかに適切な回答を差し上げるよう努力しておりますが、国等の関係機関へ確認が必要な場合等、回答に時間をいただくことも増えております。御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

区 分	掲 載 ペ ー ジ 等
国（厚労省）の通知	○厚労省HPトップ>新型コロナウイルス感染症>（ページの下の方）介護事業所等向けの情報 ○WAM NETトップ>介護>行政情報（介護）>介護全般>介護保険最新情報 ○「介護保険最新情報」で検索しても見つかります。 
福山市の通知	○福山市HPトップ>新型コロナウイルス感染症に関する情報について【まとめサイト】>事業者の皆さんへ>介護サービス事業所・施設等の皆さんへ

福山市 介護保険課	事業者指導担当	084-928-1232
	事業者指定担当	084-928-1259